

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和8年2月27日

柳川市監査委員 中村 秀樹  
柳川市監査委員 浦川 和久

# 令和7年度(1月期)定期監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査

### 2 監査の対象

教育部(学校教育課、学校再編推進課、人権・同和教育推進室、図書館)

### 3 監査の実施期間

令和8年1月5日から令和8年1月30日まで

### 4 監査の範囲

監査は、下記の期間における市の財務に関する事務の執行が関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか、また市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、柳川市監査規程に準拠するとともに次の点に重点を置いて実施した。

#### (1) 監査対象期間

令和7年4月1日から令和7年11月30日まで(令和7年度分)

令和6年12月1日から令和7年5月31日まで(令和6年度分)

#### (2) 重点事項

ア 前回の監査における指摘事項等の改善状況

イ 予算の執行状況について、収入の手続き及び確保(調定、収納、現金取扱)は適正に行われているか、また、支出は経済的、効果的に行われているか。

ウ 契約事務は公正、適正に行われているか。

エ 補助金等交付事務は、交付要綱等に基づき適正に行われ、その効果を収めているか。

オ 財産の取得、管理、処分は適正かつ効率的に行われているか。

カ その他業務については、法令等に基づき適正に行われ、内部統制機能は働いているか、また業務は合理的かつ効果的に行われることにより、その所期の目的の成果を収めているか。

### 5 監査の場所

監査室及び各課等(各所管施設を含む)

## 6 監査の方法

監査は、監査対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づき、関係資料及び証拠書類等の調査、照合、検査を行うとともに、財産管理事務については現地調査を行い、不明な点は必要に応じ関係職員から説明を聴取して実施した。

## 7 監査を実施した監査委員名

中 村 秀 樹（識見監査委員）

浦 川 和 久（議選監査委員）

## 第2 監査の結果

監査対象の事務事業については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、別紙のとおり是正または検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれる。

監査の結果は次のとおりであるが、各課等において共通するものについては、全般的共通注意事項として記載し、事務処理上の軽微な事項については、監査委員による事情聴取の際に、担当職員に対して口頭により注意、改善、検討を求めた。

なお、指摘事項に係る措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

※ この報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程
物品購入・印刷製本伺兼依頼書	伺兼依頼書
契約締結（物品購入・印刷製本）伺書	契約締結伺書

## ≪教育部≫

### (学校教育課)

#### 【指摘事項】

##### (契約事務)

- ア 令和7年度の学校給食用物資に係る物品売買変更契約について、契約事務規則第25条に規定する期間内に契約書が作成されていない。
- イ 下記の契約について、契約書に収入印紙が貼付されていない。
- ・令和7年度柳川市標準学力調査業務委託契約
  - ・WISC知能検査業務委託契約
- ウ 柳川市立小・中学校防犯カメラシステム保守業務委託契約は長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。また、財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
- エ 柳川市立小・中学校（大和小・六合小除く）機械警備業務委託契約について、契約金額は1,000万円以上であるが、契約締結にあたり財務規則第4条に規定する財政課長を経た総務部長との合議が行われていない。

#### 【注意事項】

- ア 大和中学校体育館女子トイレ改修工事請負契約について、予定価格調書を入れる封筒に封印がなされていない。
- イ 令和7年10月10日の福岡県庁出張に係る旅行命令（依頼）書について、旅費の記入がない。
- ウ 柳川市立小・中学校管理業務委託契約について、契約書別表1に記載している基本業務委託料の小中学校合計を誤記している。
- エ 物品購入事務について下記のものがある。
- ・伺兼依頼書の決裁日が誤記又は空欄となっている。
  - ・契約締結伺書の起案日、決裁日及び契約日を誤記している。
- オ 契約事前伺及び契約締結伺について下記のものがある。
- ・令和7年4月4日付けで見積依頼しているが、仕様書の契約期間の始期が令和7年4月1日となっている。
  - ・契約締結伺の起案文書に決裁日及び施行日の記入がない。
  - ・見積状況調書の徴取年月日を誤記している。

カ 公用車運転日誌について、用件や旅行先の記入がないものがある。

キ 柳川市立学校施設利用許可申請について、申請書に修正テープを使用しているものがある。

(柳川学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(契約事務)

- ア 下記の業務委託は長期継続契約とされているが、財務規則第 4 条に規定する財政課長を経た総務部長合議が行われていない。
- ・柳川学校給食共同調理場警備業務委託契約
  - ・柳川学校給食共同調理場自家用電気工作物保安管理業務委託契約
- イ 柳川学校給食共同調理場警備業務委託契約は長期継続契約とされているが、契約書に翌年度以降の予算の減額又は削除による契約解除条項が付記されていない。
- ウ 下記の物品購入事務について、伺兼依頼書に決裁権者の押印がない。
- ・抗菌まな板購入
  - ・SMB 用シリコンパッキン購入
- エ 真空断熱フードジャー購入について、予定価格は 3 万円以上であるが見積書が添付されていない。

**【注意事項】**

- ア 物品購入事務について下記のものがある。
- ・納品確認の押印がない。
  - ・納品確認日及び検査日の記入がない。
  - ・契約締結伺書に契約日（発注日）の記入がない。
  - ・伺兼依頼書の納品期限を誤記している。
- イ 柳川学校給食共同調理場引戸等改修工事の起工伺について、業者選定理由を誤記している。
- ウ 柳川学校給食共同調理場警備業務委託について、見積結果表に記載する見積金額を誤記している。
- エ 業務委託の契約締結伺時に徴取した見積書について、日付の記入がないものがある。
- オ 業務委託等の契約事務に関する起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。

(大和学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

特にない。

**【注意事項】**

ア LK ロッカー4人用(2連2段)購入について、契約締結伺書の「納入者住所及び商号又は名称」を誤記している。

イ 配送車運転日誌について、日誌が作成されていないため使用日時及び使用目的が不明なものがある。

(三橋学校給食共同調理場)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア 柳川市柳川・大和・三橋学校給食共同調理場調理等業務委託契約書について、契約保証金を「契約事務規則第 28 条の規定による担保の提供」としているが、契約内容が同規定と合致していない。

**【注意事項】**

ア 三橋学校給食共同調理場ボイラ点検管理委託契約書について、ホチキスで留めて作成されているが、見開き部分に契印がされていない。

イ 工事等の契約締結同時に徴取した見積書について、日付の記入がないものがある。

ウ 業務委託等の契約事務について、見積状況調書が作成されていないものがある。

エ 配送車運転日誌について、他の配送車の日誌が混在したまま管理しているものがある。

(学校再編推進課)

**【指摘事項】**

(契約事務)

- ア 令和7年度柳川市人口推計データ作成業務委託契約について、予算不足のまま契約事前伺を起案し、事後に予算流用している。
- イ やまと小学校校旗購入について、当初仕様に基づく契約は行わず、その後変更した仕様により当初契約を締結している。

**【注意事項】**

- ア 起案文書に決裁日及び施行日が記入されていないものがある。
- イ スクールバス運行日誌について下記のものがある。
- ・補助員氏名が記入されていない。
  - ・走行距離等を鉛筆で記入している。

(人権・同和教育推進室)

**【指摘事項】**

(契約事務)

ア エコバック購入契約について、伺兼依頼書を課長決裁としているが、決裁権者は部長である。

イ 下記の契約について、予算不足のまま契約し、事後に予算流用している。

- ・部落解放誌(No853号～No868号)購入契約
- ・令和7年2月分ガソリン購入契約
- ・令和7年3月分盛花購入契約

**【注意事項】**

ア 旅行命令(依頼)書について下記のものがある。

- ・旅行の発着地を誤記している。
- ・特別承認事項の該当がないものに命令権者の承認印が押印されている。

イ バルーンリリース(ヘリウムガス、風船)購入契約について、見積書に日付の記入がない。

ウ エコバック購入契約について、請書に「5仕様書等(別紙)」と記載されているが、別紙が添付されていない。

(図書館)

**【指摘事項】**

(契約事務)

- ア 図書館用図書購入に係る物品売買契約書に図書明細書が添付されていない。
- イ あめんぼセンター東岸側水上デッキ撤去作業契約について、契約金額は 80,000 円であるが、見積書が徴取されていない。
- ウ 下記の契約について、予定価格の設定を行っておらず、見積書も徴取していない。
  - ・ 図書館本館電話機設置工事契約
  - ・ 図書館本館電話機回線装置設定工事契約
- エ DVD (となりのトトロ他 11 点) 購入契約について、契約事務規則第 25 条に規定する期間内に請書が徴されていない。

**【注意事項】**

- ア 柳川市立図書館会議室等使用料減免申請書について、減免の適用号数を記入していないものがある。
- イ 物品購入及び修繕契約について、見積書に日付の記入がないものがある。
- ウ 図書館(5 施設分)機械警備業務委託契約について、見積書の日付が見積提出期限を過ぎた日付で鉛筆書きされている。
- エ 公用車運転日誌について、旅行先や使用年月日・時間の記入がないものがある。
- オ 起案文書に決裁日や施行日の記入がないものがある。

### 【全般的共通注意事項】

ア 随意契約に係る事務について、予算不足のまま執行されているものや契約が期間内に締結されていない等、適正に処理されていないものが見受けられる。事務処理にあたっては、法令等を遵守するのはもちろんのこと、柳川市随意契約ガイドラインを参考にしながら、事務の誤りや遺漏がないよう努めるとともに、契約書や仕様書等の内容についても十分に確認をされたい。

イ 公文書への記入漏れや記入誤りなど安易なミスに加え、決裁区分の誤りや合議の漏れが見受けられる。職員間で問題や課題を共有し、実効性のある再発防止策を講ずるなどして、適正な事務処理に取り組まれたい。